

令和7年瑞穂町教育委員会第4回定例会 会議録

令和7年4月24日瑞穂町教育委員会第4回定例会が庁舎3階の会議室（3-2）に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 日野 元信 君 ・ 2番 白石 渚 君 ・ 3番 村上 豊子 君 ・ 4番 関谷 忠 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 大井 克己 君・教育部長 目黒 克己 君・学校教育課長 大澤 達哉 君・教育指導課長 稲富 泰輝 君
・教育指導課 統括指導主事 芳井 伸彦 君・社会教育課長 橋本 正志 君・図書館長 友野 裕之 君
庶務係長（事務局） 栗原 崇行 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 議案第18号 瑞穂町社会教育委員の委嘱について

- 日程第4 報告事項1 臨時代理の報告について（令和6年度一般会計補正予算（第13号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について）
- 日程第5 報告事項2 瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
- 日程第6 報告事項3 令和6年度瑞穂町教育委員会後援名義について

開会 午前9時00分

大井教育長 ただいまの出席委員は4名です。定足数に達しておりますので、これより令和7年瑞穂町教育委員会第4回定例会を開会いたします。

ただちに本会議を開きます。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において、4番、関谷委員を指名いたします。

日程第2、教育長業務報告を行います。業務報告につきましては、別紙、記載のとおりでございます。何かご質問はございませんでしょうか。

質問ございませんので、以上で業務報告は終了いたします。

日程第3、議案第18号、瑞穂町社会教育委員の委嘱についてを議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第18号については、瑞穂町社会教育委員の任期が満了となるため、瑞穂町社会教育委員の設置及び委員の報酬に関する条例第2条の規定により、下記の者を委員として委嘱したいので、本案を提出するものです。氏名、高橋一広。住所及び生年月日は、記載のとおりです。任期は、令和7年5月1日から令和9年4月30日までです。

なお、社会教育委員の定員は10人以内で、今回の校長会からの選出で9人目となります。今後、PTA連絡協議会からも選出される予定となっております。

以上、提案理由の説明といたします。

大井教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。人事案件でありますので、討論を省略いたします。それではお諮りします。議案第18号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

大井教育長

ご異議なしと認め、議案第18号は原案どおり可決されました。

日程第4、報告事項1、臨時代理の報告について（令和6年度一般会計補正予算（第13号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について）を議題とします。

教育部長より説明を求めます。

教育部長

報告事項1につきましては、瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務を別紙のとおり臨時に代理しましたので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。令和6年度一般会計補正予算（第13号）の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められましたので、異議がない旨、同意したものでございます。

なお、本補正予算は令和7年3月31日専決処分されてございます。

詳細について、ご説明いたします。歳出の2件でございます。

ナンバー1、高等学校等入学時奨学金は、1人60,000円で40人を見込んでいましたが、31人の申請中17人が該当し、不要となる23人分の奨学金を減額したものでございます。

ナンバー2、ビューパーク運営費の修繕料は、スカイホールの空調設備の一部である冷温水及び冷却水ポンプの不具合を解消するために計上していましたが、令和6年度の実施が不可能となったため、令和7年度の実施に変更したことに伴う減額でございます。

以上で説明を終わります。

大井教育長 以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

村上委員 修繕を実施できなかったということは、入札が不調だったのでしょうか。それとも、修繕が間に合わず、令和7年度に行うということなのでしょうか。

社会教育課長 入札を2回実施しましたが、不調となりました。ただし、修繕は行う必要があるので、令和7年度に実施いたします。

大井教育長 ほかにご質問ございますか。ないようですので、委員には、さようご了承願います。

日程第5、報告事項2、瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてを議題とします。

教育部長より説明を求めます。

教育部長 報告事項2につきましては、瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正しましたので報告するものでございます。

詳細につきましては、社会教育課長が説明いたします。

社会教育課長 瑞穂ビューパーク競技場の駐車場用地として借用していた土地の賃貸借契約について、土地所有者からの申出により、令和7年3月31日の満了をもって終了いたしました。これに伴いまして、瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例施行規則に定めております、施設等使用申請に関する申請書ならびに承諾書等に記載の付属駐車場の表記を変更することに伴いまして、規則を一部改正したため、報告するものです。

一部改正の内容は、各条文ではなく、各様式の記載を改めたものでございます。いずれも修正箇所は、付属駐車場の欄の修正になります。この後、ご説明申し上げますので、ご覧いただければと思います。

2枚おめくりいただきまして、資料1と資料2をご覧いただき、見比べていただければと思います。こちらは、使用申請書兼減免申請書の新旧の甲の様式です。資料には、旧様式の付属駐車場欄に□A、□B、□Cと書いてあります。また、□競技場（代替使用時のみ）の表記があります。資料1をご覧いただきたいのですが、□付属駐車場を□競技場に改めました。

資料3と資料4をご覧ください。こちらは申請書に対する承諾書の様式です。資料1、2と対になってお

りまして、複写されて使用するものです。こちらも、付属駐車場欄の記載内容を、先程と同様の記載に改めました。

資料5から資料8をご覧ください。こちらは使用の変更書及び取消申請書並びにその承認書の様式になります。こちらも付属駐車場の記載内容を改めました。

資料9から資料12をご覧ください。こちらはホール以外の申請書ですが、使用申請書兼減免申請書並びに同承認書の乙の書式です。

資料13から資料16までが、変更・取消申請及び承認書の乙の様式です。いずれの様式にも、付属駐車場欄に□A、□B、□Cの表記がありましたが、こちらを削除したものです。

附則として、この規則は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用します。

以上、説明とさせていただきます。

大井教育長
関谷委員

以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

書式の変更のもとになる、駐車場の賃貸借の変更については、契約の中であらかじめ話があると思うのですが、ここで突然、この駐車場は使えなくなりましたというのは解せない部分があるのですが、その辺りについて伺いたい。

社会教育課長

土地の持ち主から最初にご相談があったのは、昨年11月末です。所有者はご存命ですが、将来の相続のことを考え、ご家族とも相談し、土地について返してほしいと話がありました。さらに事実を確認できたのが1月に入ってからです。社会教育課では、使用する方々への周知は広報等で行ったのですが、申請書等様式の変更につきましては今のタイミングになったということです。

関谷委員

契約上どうなっていたのか。相続云々という話はあったのかもしれないのですが、やり取りの中で土地の返却を求める時は、予め通告することについて取り決めしているのではないかと思うのですが。広報に掲載されたのは見たのですが、もっと前に、駐車場が減ることについて住民はどこまで知っていたのか。中段の駐車場は、返却した部分の方が広いのですね。ですから、駐車場所はかなり少なくなって、ビューパークで大きなイベントがあると、駐車場が足りない。もしかしたら、ほかの場所を求めなければならないかもしれ

ないし、町で買い求めることができなかつたのかなという思いもあります。

社会教育課長

事前の通告については、契約書の中に記載はございません。この土地を町で購入するという判断はいたしませんでした。今後の運用につきましては、ホールでのイベント開催の際、これまでも競技場を駐車場として使用していることがあります。競技場を利用するサッカー団体には、シクラメンスポーツ公園を利用していただく等の調整をして、ホール事業になるべく影響が出ないように対応したいと思います。

村上委員

産業まつり等で競技場を使うようなことが今年もあるのかなと思います。その時の駐車場の確保をどうするのか、今から考えないと間に合わないのではないかと感じました。

社会教育課長

以前も、ホール事業で駐車場が足りない場合には、役場の職員駐車場を利用したりしています。

村上委員

今まで利用していた駐車場がなくなると、車でいらした方はどこに駐車場があるのか、昨年度も迷われていた方がいらっしやったので、ぜひ、告知をしっかりとしていただけるようお願いします。

大井教育長

ほかにご質問ございますか。ないようですので、委員には、さようご了承願います。

日程第6、報告事項3、令和6年度瑞穂町教育委員会後援名義についてを議題とします。

教育部長より説明を求めます。

教育部長

報告事項3につきましては、令和6年度における瑞穂町教育委員会後援名義の使用許可について報告するものでございます。

1枚おめくりいただき、令和6年度瑞穂町教育委員会後援名義使用一覧をご覧ください。後援名義の使用を許可したのは、教育指導課4件、社会教育課15件、合計19件でございます。

なお、事業名、主催団体、実施時期、実施場所及び実施目的につきましては、表に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

大井教育長

以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

ご質問ないようですので、委員にはさようご了承願います。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて令和7年瑞穂町教

育委員会第4回定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会 午前9時21分

この會議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員